

アセット・シーリングの定めの導入の要否について

1. IAS 第 19 号・IFRIC 第 14 号の我が国への当てはめと、導入の是非についての意見

我が国の制度には、制度の終了時点で超過積立が返還されないものがあり、この部分については IAS 第 19 号第 58 項にいう経済的便益がないものと解される。また、我が国にも IFRIC 第 14 号にいう最低積立要件が存在する可能性がある¹。

これらを踏まえると、仮に我が国の制度に IAS 第 19 号及び IFRIC 第 14 号のアセット・シーリングの定めを適用する場合、前払年金費用の減額や、追加負債の計上が必要になることも考えられる（参考資料参照）。

こうしたアセット・シーリングの定めを我が国に導入すべきかについて、国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点からは、肯定的な考え方がある一方で、次のような理由から、これに否定的な考え方がある。

- ・ 制度が終了した場合には返還されない部分が生じ得るものの、**制度が終了しない限り、それまでの間にいずれ掛金減額が行われると考えられる**。それにもかかわらず、ある時点で制度を終了することを仮定し、返還されない金額を算定して、その部分について経済的便益を否定するのは、存続を前提に退職給付の期間帰属を行っていることと矛盾するのではないか。
- ・ （上記の見解を前提とすれば、）経済的便益がないと判断して評価損を計上しても、その後いずれ評価益が計上されるだけのことであり、そうした基金の将来掛金の減額に係る意思決定に伴って生じる評価損益が財務情報の有用性を高めるとは考えられないのではないか。さらに、年金数理人等に計算委託をする負担を考えれば、費用対効果の観点で見合わないのではないか。
- ・ IFRIC 第 14 号の最低積立要件に基づく追加負債は、制度に対する過去勤務に係る掛金債務を認識した上で、その見合いとして積立状況に追加資産を認識するという構成であるが、そもそも退職給付会計は、退職給付債務を計上している以上、それ以上に会計上、負債の認識は不要なはずであり²、上記の制度に対する過去勤務に係る掛金債務の計上自体が不要なのではないか。

ここについては異論があった。審議資料2-3を参照。

従来の未認識数理計算上の差異をその他の包括利益で認識する場合、この評価損益についてもその他の包括利益で認識する方法も考えられる。

¹ 専門委員会における前回の審議では、一部の専門委員より、日本の標準掛金が最低積立要件に該当すると解すならば、あらゆる掛金が最低積立要件に当たってしまうが、この理解でよいのか、とする指摘があった。この点、次のような IFRIC 第 14 号第 5 項の記載があることを踏まえると、そうした理解も可能と考えられる。

For the purpose of this Interpretation, minimum funding requirements are any requirements to fund a post-employment or other long-term defined benefit plan.

² 例えば制度の終了の際などに、退職給付債務を上回る債務が生じる場合も考えられるが、それは引当金の問題であると考えられる（IAS 第 19 号結論の根拠 BC63-BC65 も参照）。

2. 方向性（案）

以上から、アセット・シーリングの定めについては導入をしないこととするかどうか。

なお、実際に制度を終了することが予想され、かつ、返還されない超過積立が生じる可能性が高く、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当該返還されない部分については前払年金費用を減額させる処理をし、当期の退職給付費用として計上する必要性が生じることがあり得る（実務対応報告第２号 Q1 の A の最終段落参照）。

3. （参考）一部改正（ASBJ 第３号）による資産上限の定め撤廃

当委員会が平成 17 年 3 月に公表した、『『退職給付に係る会計基準』の一部改正』（ASBJ 第 3 号）は、上記のアセット・シーリングの定めと類似していたが、この公表により、我が国では資産の上限の定めが撤廃されている。

IAS 第 19 号のアセット・シーリングの定め

- (a) IAS 第 19 号第 58 項が定めるアセット・シーリングの定め³は、制度からの返還又は将来掛金の減額の形で経済的便益がある範囲でのみ、資産計上を認めている。
- (b) さらに IAS 第 19 号第 58A 項⁴では、IAS 第 19 号第 58 項の適用を前提に、単に保険数理差損益又は過去勤務費用の発生から、上記の経済的便益を超える資産又は利益が計上されることを禁止している。

³ IAS 第 19 号第 58 項の定めは次のとおり。

第 54 項により算定された金額が負の金額（資産）となることもあり得る。企業は、その結果として生じる資産を、次のいずれか低い方の金額で測定しなければならない。

(a) 第 54 項により算定した金額；又は

(b) 次の合計：

- (i) 未認識の正味保険数理差損及び過去勤務費用の累積額（第 92 項、第 93 項及び第 96 項を参照）；及び
- (ii) 制度からの返還又は制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益があればその現在価値。当該経済的便益の現在価値は、第 78 項で規定する割引率を使用して算定しなければならない。

⁴ IAS 第 19 号第 58A 項の定めは次のとおり。

第 58 項の適用により、当期の保険数理差損又は過去勤務費用のみを原因として利得を認識したり、当期の保険数理差益のみを原因として損失を認識したりする結果となってはならない。したがって企業は、第 58 項 (b) に従って給付建資産を算定する場合、それらが生じた範囲である、次の金額を第 54 項の下で直ちに認識しなければならない。

- (a) 第 58 項 (b) (ii) に規定された経済的便益の現在価値の減少を超える範囲の、当期の正味の保険数理差損及び当期の過去勤務費用。経済的便益の現在価値に変動又は増加がない場合、当期の正味保険数理差損及び当期の過去勤務費用の全体を、第 54 項の下で直ちに認識しなければならない。

一部改正以前の我が国会計基準の定め

- (c) (経済的便益についての考え方は明示されていないものの)「①会計上の退職給付費用を超えて拠出された掛金」については前払年金費用とすることを認めていたが、「②年金資産の時価上昇」や、「③制度変更による退職給付債務の減額」から生じる積立超過については、前払年金費用とすることを禁じていた。(このことは、将来掛金の減額の形で経済的便益がある部分(①)についてのみ、前払年金費用を認める構造とも理解できるのではないか)。
- (d) ①以外の理由である、単に数理計算上の差異(②)又は過去勤務債務の発生(③)から資産又は利益が計上されることを禁止していた。

ASBJ 第 3 号第 14 項には、上記(d)の定めを削除するに際して、次のような考え方が示されている。

(前略)

このような諸制度等の変更、すなわち、退職給付信託による拠出や厚生年金基金の代行返上、さらには企業年金制度の柔軟化により、「退職給付に係る会計基準注解」(注 1) 1 の前提とされた制約(第 11 項参照⁵)が概ね解消したことから、「退職給付に係る会計基準」の設定時には将来の退職給付費用の前払いとすることに疑義があった未認識年金資産についても、特別の制限を設ける必要がなくなったものと考えられる。

(以下略)

したがって、我が国では ASBJ 第 3 号の改正以後、(経済的便益によって)前払年金費用の上限を設けるという考え方を廃止したと考えられるのではないか。

以 上

- (b) 第 58 項(b)(ii)に規定された経済的便益の現在価値の増加を超える範囲の、当期の正味の保険数理差益から当期の過去勤務費用を控除した額。経済的便益の現在価値に変動又は減少がない場合、当期の正味保険数理差益から当期の過去勤務費用を控除した額の全体を、第 54 項の下で直ちに認識しなければならない。

⁵ 第 11 項の定めは次のとおり。

11. このような定めは、退職給付を巡る諸制度を前提とした以下の考え方に基づくものである(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」四 4 参照)。

(1) 企業年金制度に基づいて積み立てられた年金資産の実際運用収益が期待運用収益を超過したときや給付水準の引下げにより退職給付債務が減少したときに、年金資産が当該企業年金制度に係る退職給付債務を超過した額(未認識年金資産)を退職給付債務から控除する場合には、当該超過額を実質的に資産処理することにつながるようになるが、外部に積み立てられている年金資産を企業の資産として認識することは適当でない。

(2) 当該超過額(未認識年金資産)が将来退職給付費用の減少につながるとしても、一般的に年金資産の払戻しには制限があることから、企業への当該超過額の払戻しが行われない限り、これを利益として認識することは適当でない。